

JPTEC 協議会会員各位

2010年5月22日の社員総会において定款施行規則第8条第2項が次の通り改正されました。

一般社団法人JPTEC協議会 定款施行規則  
第8条（JPTECプロバイダーの認定）第2項の改正

指定地域組織は、JPTECプロバイダーの資格を有する者が、登録を受けた日から2年を経過し、かつ、その有効期間内にJPTECプロバイダー更新コースを受講し、所定の審査を経たときは、有効期間の満了日を基準として当該有効期間を更新する。また、登録を受けた日から2年を経過していない有効期間内に、JPTECプロバイダー更新コースを受講し、所定の審査を経たときは、当該コースの開催日を基準として当該有効期間を更新する。第1項後段の規定は、JPTECプロバイダーの資格が更新された場合について準用する。

-----  
上記の規則改正は、プロバイダーの更新要件として資格の有効期間内（前回受講から3年以内）に更新コースを受講することを義務づけているにもかかわらず、地域によってはその機会に恵まれないというプロバイダー及びプレインストラクターの方々からのご不満の声にお応えしたものです。

これにより従来「更新日＝更新コース受講日」であった対応が「更新日＝前回認定日の3年後」に変更され、資格の有効期間が最大限に延長されることになりました。

今後更新コースで交付される修了証は「受講日」の日付ですが、認定証については「前回認定日の3年後」の日付となります。

ただし上記の対応は前回認定日から2年以上を経て更新コースを受講された場合に限り、前回の認定から2年に満たない場合には、これまで通り認定日は受講日と同一となります。